

## ＜健康診断書の要件＞

下記要件の健康診断書の提出が必要となります。

### 記

- 発行年月日 令和7年12月25日以降に発行されたもの
  - 検査項目
    - ・既往歴及び業務歴の調査
    - ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査
    - ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
    - ・胸部エックス線検査
    - ・血圧の測定
    - ・血色素量及び赤血球数の検査（貧血検査）
    - ・GOT、GPT及びγ-GTPの検査（肝機能検査）
    - ・LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査  
(血中脂質検査)
    - ・血糖検査
    - ・尿中の糖及び蛋白の有無の検査（尿検査）
    - ・心電図検査
- 上記検査項目については、労働安全衛生規則第43条に規定する「雇入時の健康診断」と同一の検査項目です。
- 上記の発行年月日や検査項目が合致していれば、勤務先の企業等で受診した定期健康診断結果、人間ドック診断結果等（コピー可）でも構いません。
- 該当の書類がない場合には、病院等の医療機関で受診していただく必要があります。その際は、「雇入時の健康診断」と指定のうえ受診してください。
- 提出された健康診断書の情報は、採用後の健康管理の基礎資料を得るため、並びに採用時までに健康の回復、治療等の保健指導を行うためのみに用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- 不採用となった場合の健康情報に関しては、要望がない限り返却及び一定期間内の削除はいたしません。